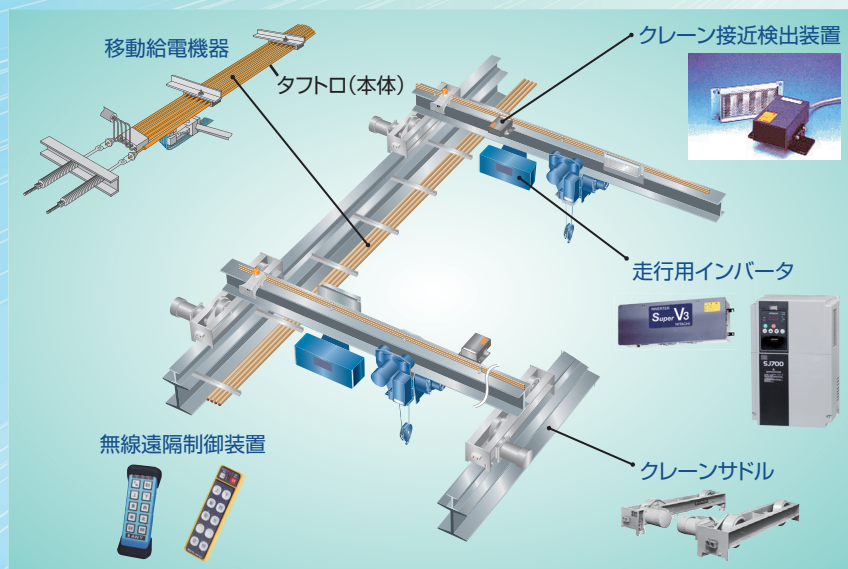
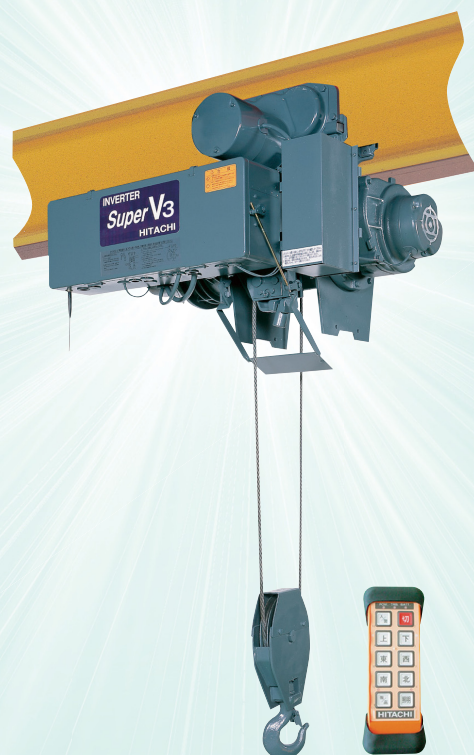


ホイスト・クレーン 保守点検契約のおすすめ

法令点検は定期的実施されていますか？

保守点検契約は、お客様に代わって定期点検（日常点検を除く）を行い、大切な設備を守り突発事故を未然に防ぎます。



ご参考

吊り上げ荷重が0.5t以上の電気ホイストや、電気チェーンブロックを使用する場合は、安全規則で作業者の安全確保の観点から、定期点検（月例点検、年次点検）が義務付けられています。法令で定められた自主点検を怠った場合は50万円以下の罰金を課せられることがあります。

*労働安全衛生法：45条、120条、122条

*同施行令：12条、15条

保守点検契約によるメリット

- ① 突発事故の発生を未然に防ぎ、大切な設備を長寿命化します。
- ② 専門のサービスエンジニアが検査しますので、不具合箇所の早期発見により早期対応が可能となり、無駄な維持費を削減できます。
- ③ 定期点検のスケジュール化をサポートし、法令点検の漏れを防ぎます。
- ④ その都度のオンコール保守対応に比べ、費用面がお得です。

保守点検契約の仕組み

1. 点検の種類

- 毎月点検：毎月1回ご指定日に点検します。
- 指定月点検：指定月、ご指定日に点検します。
- 年次点検：1年1回ご指定日に点検します。

2. 点検内容

- クレーン等安全規則に基づき、当社「点検基準書」により実施します。
- 他社製品についても対応します。

3. 結果報告、保存

- 法令点検の結果を記録し、点検報告書によって異常の有無をご報告します。
- 実施結果は法令に則り3年間保存いたします。

4. 点検費用

- 対象設備の容量、種類、台数、設置場所によって異なりますので、現地調査の上お見積りを提出させていただきます。

5. 契約期間

- 契約期間は1年間とし、以降はお申し出がない場合自動的に継続されます。



経年劣化により素線切れした
ホイストワイヤーロープの例



経年劣化により断線した
ホイストワイヤーロープの例

***日立ホイストのメンテナンスには、日立純正部品をお使いください。**

日立純正部品は、永年の製作実績と経験、研究開発の積み重ねにより、ホイストに最適の条件（材質、寸法、精度）で設計された信頼性の高い部品です。

《クレーン等安全規則(労働省令第34号)》

項目	適用条項	内 容
日常点検	第36条	事業者はクレーンを用いて作業を行う時は、その日の作業を開始する前に次の事項について点検を行わなければならない。 1. 巻過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラの機能 2. ランウェイの上及びトロリーが横行するレールの状態 3. ワイヤーロープが通っている箇所の状態
月例点検	第35条	事業者はクレーンについて、1月以内毎に1回定期に次の事項について自主検査を行わなければならない。 1. 巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ及び、クラッチの異常の有無 2. ワイヤーロープ及びつりチェーンの損傷の有無 3. フック、クラブパケット等のつり具の損傷の有無 4. 配線、集電装置、配電盤、開閉器及びコントローラの異常の有無
年次点検	第34条	事業者はクレーンを設置した後、1年以内毎に1回、定期に当該クレーンについて自主検査を行わなければならない。 自主検査においては、つり具、及び基礎の異常の有無についての点検を行う他、荷重試験を行わなければならない。
点検の記録	第38条	事業者はこの節に定める自主検査及び点検(第36条の点検を除く)の結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。
補 修	第39条	事業者はこの節に定める自主検査及び点検を行った場合に異常を認めた時は、直ちに補修しなければならない。

その他の機器の保守点検について

- モーター、圧縮機など、各種の産業用電気機器の保守点検も実施していますので、ご用命ください。

■推奨保守点検時間(例)

*関係法令、工業会資料等による

	定期点検	オーバーホール	リニューアル
クレーン	月例・年次	5年	10年
モートル	1~2年	5~10年	15~20年
ポンプ	半年~1年	5~6年	10~15年
圧縮機	6,000H・1年	4~8年	12~16年

環境・省エネに貢献する

株式会社 日立産機システム

お問い合わせサービス窓口

本社・営業統括本部 〒101-0022 東京都千代田区神田練堀町3番地 (AKSビル) (03)4345-6041 (ダイヤル)

北海道 TEL (011)611-4121	東 京 TEL (047)451-3111	姫 路 TEL (079)234-9571
東 北 TEL (022)364-4121	東京中央 TEL (03)5245-0358	中 国 TEL (082)282-8111
福 島 TEL (024)961-0500	埼 玉 TEL (048)728-8521	岡 山 TEL (086)263-3022
秋 田 TEL (018)846-9933	西東京 TEL (042)660-1078	山 口 TEL (0835)23-7705
八 戸 TEL (0178)41-2711	横 浜 TEL (045)540-2731	山 陰 TEL (0854)22-5552
新 潟 TEL (025)274-6914	北 陸 TEL (076)420-5411	四 国 TEL (087)882-1212
栃 木 TEL (0285)25-3536	中 部 TEL (052)884-5812	九 州 TEL (092)651-0131
茨 城 TEL (029)273-7424	静 岡 TEL (0545)55-3260	北九州 TEL (093)582-1175
筑 波 TEL (029)826-5851	大 阪 TEL (06)4868-1201	南九州 TEL (099)260-2818
甲 信 TEL (0266)56-6222	京 都 TEL (075)661-1081	
高 崎 TEL (027)377-9902	滋 賀 TEL (0748)46-6606	

信用と行き届いたサービスの当社へ

<http://www.hitachi-ies.co.jp>

●このカタログに掲載した内容は、予告なく変更することがありますのでご了承ください。

T-059Q 2016.11

Printed in Japan(H)